

○運輸委員会

• 内閣提出法律案（七件）

番号	件名	議院	備考										
74	63	37※	36※	35	13※	院議先	月提出	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案	港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案	鉄道整備基金法案	新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案	踏切道改良促進法の一部を改正する法律案	衆	三、二五	(予)	三、二六	三、二六	二、五	三、二五	二、二八
ク	ク	ク	ク	ク	ク	院議先	月提出	委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
三、一五	三、一	二、一六	二、一六	二、一六	二、一六	三、一五	(予)	三、二五	三、二六	三、二六	二、五	三、二五	二、二八
(予) 三、一五	(予) 三、一	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	三、一五	(予)	三、二五	三、二六	三、二六	二、五	三、二五	二、二八
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
四、二五	四、二三	四、二八	四、一八	四、一八	四、一八	四、一八	四、一八	三、二三	三、二三	三、二三	二、五	二、二八	二、二八
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
四、二六	四、二四	四、一九	四、一九	四、一九	四、一九	四、一九	四、一九	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二八	二、二八
三、一五	三、一	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二〇	二、二八	二、二八
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決
四、二三	三、一五	三、二三	三、二三	三、二三	三、二三	三、二三	三、二三	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八
可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	可 決	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八	二、二八

(注) ※は予算関係法律案

・国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	参議院	衆議院	備考
2	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案	三、一六	三、一六	（予）
	衆	院議先	院議先	
	三、一	月提出日	月提出日	
	三、一 (予)	委員会付託	委員会付託	
	三、一 四、二二三	委員会議決	委員会議決	
	三、一 四、二四	本会議議決	本会議議決	
	三、一	委員会付託	委員会付託	
	三、一 四、一二	委員会議決	委員会議決	
	三、一 四、一八	本会議議決	本会議議決	

番号	件名	参議院	衆議院	備考
8 1	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案	三、一六	三、一六	（予）
	衆	院議先	院議先	
	三、一六	月提出日	月提出日	
	三、一六	委員会付託	委員会付託	
	三、一 四、一二	委員会議決	委員会議決	
	三、一 四、一二	本会議議決	本会議議決	
	三、一 三、一六	委員会付託	委員会付託	
	三、一 四、二六	委員会議決	委員会議決	
	三、五 七	本会議議決	本会議議決	

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第一二四号）

要旨

踏切道改良促進法は、交通事故の防止と交通の円滑化に寄与するため、昭和三十六年に制定され、同法に基づいて立体交差化、構造改良及び保安設備の整備が実施されてきた。

しかし、その対象とすべき踏切道の数が膨大なため、昭和四十一年度以来五次にわたる延長が行われ、今日に至っている。

本法律案は、最近における踏切事故の発生状況、改良を要する踏切道が相当数残されている実情等にかんがみ、踏切道の改良措置を講ずる期間を昭和六十一年度以降の五箇年間から平成三年度以降の五箇年間に改め、引き続き改良措置を実施しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果をご報告致します。

本法律案は、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成三年度以降五箇年間において踏切道

の改良措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本制度発足以降の踏切道改良事業の実績、今後五年間の事業実施方針、連続立体交差化事業における費用負担のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によりご承知願いたいと存じます。質疑を終わり、別に討論もなく採決の結果、本法律案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定致しました。

以上、御報告申し上げます。

新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案（閣法第三五号）

要旨

本法律案は、新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を經營する旅客鉄道株式会社の株式を売却することにより、当該旅客鉄道株式会社の経営責任の一層の明確化と事業の運営に係る自主性の強化を図るとともに、日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等を確実かつ円滑に実施し、日本国有鉄道の改革の進展を図ることが緊要な課題となつてることにかんがみ、当該旅客鉄道株式会社の株式の売却を円滑かつ適

切に実施する上で必要とされる環境の整備を図ろうとするものであって、その主要内容は次のとおりである。

一、新幹線鉄道保有機構は、平成三年度において、その保有する新幹線鉄道施設を、新幹線鉄道施設譲渡計画に定めるところに従い、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社に対し譲渡するものとし、旅客鉄道株式会社はこれを譲り受けるものとする。

二、新幹線鉄道保有機構は、譲渡の実施時期、譲渡する新幹線鉄道施設の範囲、譲渡価額及び対価の支払方法を記載した新幹線鉄道施設譲渡計画を定め、運輸大臣の認可を受けることとする。

三、新幹線鉄道保有機構の保有するすべての新幹線鉄道施設の再調達価額についての決定は、臨時に機構に置く新幹線鉄道施設評価審議会の議を経なければならぬものとする。

四、新幹線鉄道保有機構は、新幹線鉄道施設の譲渡の実施の時において解散するものとし、その権利及び義務の承継については、鉄道整備基金法の定めるところによるものとする。

五、新幹線鉄道保有機構法は廃止することとする。

委員長報告

ただ今議題となりました三法案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律案は、新幹線鉄道に係る旅客鉄道事業を經營する旅客鉄道株式会社の株式の売却を円滑かつ適切に実施する上で必要とされる環境の整備を図るため、新幹線鉄道保有機構が一括して保有する新幹線鉄道に係る鉄道施設を当該旅客鉄道株式会社に譲渡すること等、所要の規定を定めるものであります。

次に、鉄道整備基金法案は、国土の均衡ある発展と大都市の機能の維持及び増進を図る観点から、新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進することが緊要な課題となつていてること等に鑑み、これらの鉄道の整備に関する助成の拡充強化を図るとともに、鉄道事業者等に対する助成を総合的かつ効率的に行うための鉄道整備基金を設立しようとするものであります。

次に、全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案は、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の一部を暫定的に構成する新幹線鉄道に準ずる高速鉄道の円滑な整備を図るため、その建設に係る手続その他所要の事項について定めるもの

であります。

委員会におきましては、鉄道整備における公的財源の確保、既設新幹線譲渡によるJR会社の経営への影響、JR株式上場のあり方、整備新幹線の建設問題と並行在来線の取扱い及び大都市圏における通勤通学混雑緩和対策等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、三法案に対し、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法案に対し、渕上理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

鉄道整備基金法案（閣法第三六号）

本法律案は、国土の均衡ある発展と大都市の機能の維持及び増進を図る観点から緊要な課題となつてある新幹線鉄道、主要幹線鉄道及び都市鉄道の計画的かつ着実な整備を促進するとともに、鉄道の安全性及び利便性の向上を図るために施設の改良、業務運営の能率化その他鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を支援するため、鉄道事業者等に対する助成を総合的かつ効率的に行うことの目的とする特殊法人鉄道整備基金を設立しようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、鉄道整備基金は、その目的を達成するため、既設新幹線の鉄道施設の譲渡収入の一部を活用して、新幹線の建設に要する費用に充てる資金の一部についての交付金の交付、主要幹線鉄道及び都市鉄道の建設又は大規模な改良に要する費用に充てる資金の一部についての無利子貸付金の貸付け等の業務を行うとともに、法令又は予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として鉄道事業者等に対し補助金等を交付する業務を行うこととする。

二、鉄道整備基金は、既設新幹線の鉄道施設の譲渡収入の一部を活用して行う業務については、運輸大臣が定めて鉄道整備基金に指示する業務実施方針に従つて行うこと

要旨

とする。

三、鉄道整備基金の監督等に關し、事業計画、借入金、業務方法書の作成等について運輸大臣の認可を要することとする。

四、鉄道整備基金は、新幹線鉄道保有機構の解散の時において成立するものとし、その時において新幹線鉄道保有機構の一切の権利及び義務を承継することとする。

委員長報告

一七一ページ参照

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案（閣法第三十七号）

要旨

本法律案は、平成三年度から建設される整備新幹線において、新幹線鉄道規格新線（スーパー特急）、新幹線鉄道直通線（ミニ新幹線）について新幹線鉄道と同様の手続、助成措置により建設を行うことができるよう所要の規定を定めるものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、運輸大臣は、新幹線鉄道の整備に関する諸事情を踏ま

え、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の一部を暫定的に構成する新幹線鉄道に準ずる高速鉄道を整備することにより高速輸送体系の形成に資するため、当分の間、整備新幹線の路線の全部又は一部の区間にについて、新幹線鉄道規格新線及び新幹線鉄道直通線の建設に関する暫定整備計画を決定することができることとする。

また、計画決定に當たっては、あらかじめ、営業主体となる旅客鉄道株式会社に協議し、同意を得ることとする。

二、運輸大臣が暫定整備計画を決定したときは、日本鉄道建設公団に対し、暫定整備計画に基づいて建設を行うべきことを指示しなければならないこととし、日本鉄道建設公団は建設の指示を受けたときは、暫定整備計画に基づいて、新幹線鉄道規格新線及び新幹線鉄道直通線の工事実施計画を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならないこととする。

三、新幹線鉄道規格新線及び新幹線鉄道直通線の建設のために必要な資金についての国及び地方公共団体の財政上の措置や、日本鉄道建設公団法や鉄道整備基金法に基づく日本鉄道建設公団に対する財政措置等について定める

委員長報告

一七一ページ参照

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）

海時代に対応した港湾整備協力の推進、港湾労働の実態と労働条件の改善等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、平成三年度を初年度とする新たな港湾整備五箇年計画を策定しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案及び承認案件につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案は、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を引き続き促進するため、平成三年度を初年度とする新たな港湾整備五箇年計画を策定しようとするものであります。

委員会におきましては、現在までの港湾整備の実績、第八次港湾整備五箇年計画の諸課題と整備のあり方、環日本

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求める件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査登録業務の現状にかんがみ、高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局飛騨自動車検査登録事務所を設置するに当たり、国会の承認を求めるものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本件は全会一致をもって原案どおり承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

日本国有鉄道清算事業団法の一部を改正する法律案（閣法第

七四号）

要旨

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するため、同事業団が、当該土地の現物出資により取得する株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができるることとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、日本国有鉄道清算事業団は、運輸大臣の認可を受けて、同事業団が保有している株式であつて、同事業団が行う土地の現物出資を受けて事業を経営する会社が発行するものとの交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができるところとする。

二、日本国有鉄道清算事業団特別債券について、投資者保護を図る観点から、企業内容等の開示について定める証券取引法第二章の規定を適用することとする等所要の措置を講じることとする。

委員長報告

ただいま、議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を、御報告申し上げます。

本法律案は、日本国有鉄道清算事業団の所有する相当規模の一団の土地の円滑な処分を図り、その債務の処理を推進するため、同事業団が、当該土地の現物出資により取得する株式との交換を行うことができる権利を付した日本国有鉄道清算事業団特別債券を発行することができるることとしようとするものであります。

委員会におきましては、国鉄長期債務処理の進め方、清算事業団特別債券の仕組みと発行のあり方、汐留地区における事業団出資会社の経営問題等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと、決定いたしました。

なお、本法律案に対し、渕上理事より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合の共同提案にかかる附帯決議案

が提出され、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律案（閣法第八一号）

要旨

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の改正に伴う全世界的な海上遭難安全システムの実施に対応し、あわせて船舶の安全性の向上を図るため、同システムの実施に必要な無線設備を同条約の適用船舶等に対して義務付け、及び当該無線設備に係る無線業務に従事する海技従事者の資格を新たに定めるとともに、

無線設備を施設しなければならない船舶の範囲を拡大する等の措置を講じようと/orするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、船舶は、命令で定めるところにより、その航行する水

域に応じ陸上との無線通信を行い得る無線電信又は無線電話を施設することを要することとする。

二、ろかいのみをもって運転する舟その他の船舶には、無

線電信又は無線電話の施設義務を適用しないこととし、政令で定める船舶には、無線電信又は無線電話の施設義務を当分の間適用しないこととする。

三、従来の海技士（通信）資格に加えて、全世界的な海上遭難安全システムに対応した海技士（電子通信）の資格を新設するとともに、新設する資格の免許要件、受験資格等について規定を整備することとする。

四、この法律は、平成四年二月一日から施行することとする。ただし、船舶職員法の改正等の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

五、平成七年一月三十一日までに建造され、又は建造に着手された船舶に対する無線電信又は無線電話の施設義務に関し所要の経過措置を定めることとする。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約の改正に伴う全世界的な海上遭難安全システムの実施に対応し、あわせて船舶の安全性の向上を図

るため、同システムの実施に必要な無線設備を同条約の適用船舶等に対して義務付け、及び当該無線設備に係る無線業務に従事する海技従事者の資格を新たに定めるとともに、無線設備を施設しなければならない船舶の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、新システムの信頼性確立の必要性、通信士の配乗のあり方、陸上保守に関する資格制度の検討等各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録によりご承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、全会一致をもつて附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、中部運輸局岐阜陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第二号）

要旨

本承認案件は、岐阜県の飛騨地域における自動車の検査

及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第四十三条第一項の規定により、岐阜県高山市に、中部運輸局岐阜陸運支局の飛騨自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

一七四ページ参照